

契約書第3条第2項の別記

契約単価の変更にに関する特約条項

第1 特約の目的

この特約は、石油製品の市場価格を的確に反映させるとともに、双方対等の立場において公正に変更契約を締結するため、国等による石油製品の販売価格及び原油の輸入価格の調査結果を基に、加算又は減算しようとする契約単価の変動額を算定する方法を定める。

第2 用語の定義

1 当初月の市場価格

入札公告に示した基準日（令和8年9月第1週の価格調査公表時点）における基準価格をいう。

2 調査月の市場価格

変更契約の要否を毎月検討する価格で、月の最初の調査結果により公表された3に掲げる基準価格をいう。

3 基準価格

暖房用燃料（A重油）の基準価格は、経済産業省資源エネルギー庁が公表する石油製品価格調査のうち、給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）週次調査の調査結果（店頭現金価格）における北海道局の灯油・配達（18リットル）における価格を18で除した価格（消費税及び地方消費税の額を除いた価格（小数点第3位以下は切り捨てる。））とする。

4 市場価格の差額

市場価格の差額とは、当初月から調査月の市場価格の差額のことをいう。

算出方法	市場価格の差額＝【調査月の市場価格】－【当初月の市場価格】
------	-------------------------------

5 C I F（シフ）価格

(1) 当初月のC I F 価格

石油連盟が公表している貿易統計のうち、入札の際に示した基準日における「01.原油・粗油 C I F 価格（旬間速報）」の合計金額を、合計数量で除した価格（消費税及び地方消費税の額を除いた価格（小数点第3位以下は切り捨てる。））のことをいう。

(2) 調査月のC I F 価格

石油連盟が公表している貿易統計のうち、「01.原油・粗油 C I F 価格（旬間速報）」における変更契約の要否を検討する月の前々月の下旬分と前月上・中旬分の合計金額を、当該期間の合計数量で除した価格（消費税及び地方消費税の額を除いた価格（小数点第3位以下は切り捨てる。））のことをいう。

6 C I F 価格の差額

C I F 価格の差額とは、当初月から調査月までのC I F 価格の差額をいう。

算出方法	C I F 価格の差額＝【調査月のC I F 価格】－【当初月のC I F 価格】
------	---

7 単価変動額

単価変動額とは、市場価格の差額（小数点以下は切り捨てる。）と直近までの契約変更の状況を勘案した変動額のことをいう。

算出方法	単価変動額＝【市場価格の差額】＋（【1番最初の契約単価】－【現行の契約単価】）
------	---

8 経費等変動額

経費等変動額とは、市場価格の差額とC I F 価格の差額を比較し、いわゆる仕入価格の増減を表す変動額のことをいう。

算出方法	経費等変動額＝【市場価格の差額】－【C I F 価格の差額】
------	--------------------------------

第3 契約単価の変更及びその方法

契約単価の変更及びその方法は、次のとおり行うものとする。

- (1) 契約単価の変更は、単価変動額に1円以上の増減が生じた場合に行うものとする。
- (2) (1)の場合において、経費等変動額の状況に応じ、契約単価を次の方法により決定する。
 - ア 経費等変動額が「0円以上（プラス）」のとき
契約単価の変更額は、単価変動額とする。
 - イ 経費等変動額が「0円未満（マイナス）」のとき
契約単価の変更額は、単価変動額に1円を加算した額とする。ただし、その額が「0円」となる場合については、その月の契約単価の変更は行わない。
- (3) 契約変更の適用の時期は、調査月の1日とする。

第4 その他留意事項

本特約は、契約書第3条第2項による契約変更の場合に適用されるものであり、災害等による経済情勢の激変や予期することのできない事象があった場合は、契約書第3条第1項により、別途協議を行い、契約単価の変更を行うものであること。